

指定管理者の指定議案の概要

—令和5年3月定例会—

指定議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第33号	盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	1

議案第33号

盛岡市動物公園の管理を行う指定管理者の指定について

1 対象施設

- (1) 名 称 盛岡市動物公園
- (2) 位 置 盛岡市新庄字下八木田60番地18
- (3) 制度導入の種別 継続（指定期間満了による更新）
- (4) 指定期間 令和5年4月1日～令和19年3月31日（14年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募
（非公募理由）

当該施設は、盛岡市動物公園再生事業計画によって施設の再整備を行うこととしており、その管理運営に当たっては、事業開発を担う会社である当該法人に一体的に行わせることが効果的であるため。また、当該法人は、現指定管理者として良好な飼育実績があり、引き続き動物飼育に関する高い専門性を備え、動物への影響を最小限に抑えながら飼育継続することができるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 株式会社もりおかパークマネジメント
- ・代表者名 代表取締役 XXXXXXXXXX
- ・所在地 盛岡市新庄字下八木田60番地18
- ・新規、再指定の別 再指定

(3) 候補者の主な業務内容

- 都市公園を中心とした事業開発を目的とし、これを達成するため、以下の事業等を行う。
- ・都市開発事業、観光開発及び産業振興事業に関する各種調査研究、企画立案及びコンサルタント業務
 - ・動物公園に関する下記事業の経営及び運営
 - ・建築工事、建築内装仕上げ工事及び建築設計の受託、土木工事及び土木設計の受託
 - ・飲食店の経営、食品の販売

(4) 候補者の実績

市で策定した盛岡市動物公園再生事業計画に基づき、令和元年7月に会社を設立して以来、同計画推進のため、令和元年度からランドスケープ基本計画の策定を含め、事業開発に取り組んでいる。また、令和元年8月から令和4年3月31日までは盛岡市動物公園の指定管理者として、動物公園の管理運営や飼育展示、SNS等を活用した積極的な情報発信を行っている。

3 経過

令和4年11月30日 仕様書等の配布開始
12月1日～令和5年1月5日 申請期間
1月11日 審査の実施

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	株式会社もりおかパークマネジメント	468.0点	280.3点	59.9%	100,000,000円	100,000,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

市民にとってなくてはならない動物公園を目指し、コロナ禍においても、現場で働く職員の経験等に基づく様々な事業展開により、社会教育施設としての役割を遂行しようとする意識の高さを評価する。リニューアル後は、これまで以上に市民に愛される動物公園を目指して適切な管理運営を行っていただくことを期待したい。

- ・ 地元小中学校だけでなく、地域の大学との連携した活動や不登校児等へのアニマルセラピーの実施など、社会教育施設としての役割を認識している。
- ・ 盛岡の動物公園としての特色を生かした飼育展示や自主事業の実施、及び飼育職員の正規雇用など、全国の飼育職員にとっても魅力のある動物公園を目指している。
- ・ 施設修繕や動物の飼料に係る費用負担の軽減を工夫することで、自立した運営による持続可能な施設として再生計画の実現に向けて努力している。

6 審査員

- (1) 盛岡市財政部財政課長
- (2) 盛岡市財政部参事兼資産経営課長
- (3) 盛岡市都市整備部公園みどり課長